参考資料

これまでの県出資法人の見直しに関する取組

地方公共団体における行政改革の推進のための新たな 指針の策定について

(平成17年3月29日付け総務事務次官通知)抜粋

第三セクター等の抜本的改革等に関する指針 (平成21年6月23日付け総務省自治財政局長通知)抜粋

これまでの県出資法人の見直しに関する取組

1 「行政改革大綱」(平成8~10年度)

自立・自助努力を基本としたより一層の効率的運用を図るため、組織、人員配置、業 務内容等について見直しを行い、簡素合理化、適正化を図る。

また、類似の事業を実施しているもの等で、事業の整合性・規模の経済性・利便性の向上などから条件が整ったものについては、統合や運営の一元化を進める。

《取組実績》

	年 度	取組事項	内 容 等
	平成8年度	基金運用の改善	(財)えひめ女性財団等 20 法人
		事業・組織の見直し	(財)愛媛県国際交流協会等 16 法人
	平成9年度	統合	(財)愛媛テクノポリス財団と(財)愛媛県技術開発振興財団の統合等(4法人 2法人)
		基金運用の改善等	(財)愛媛の森林基金等5法人

2 「新行政改革大綱」(平成 11~13 年度)

設立目的、業務内容、運営状況について検討し、事業の整合性や規模の経済性・利便性の向上などの観点から条件が整ったものについては、統合や運営の一元化を進める。

《取組実績》

年 度	取組事項	内容等
平成 11 年度	事業・組織の見直し	会費収入の増 ((財)愛媛県暴力追放推進センター)
	統合	(財)愛媛県社会経済研究財団と(財)愛媛県まちづくり総合センターの統合等(2法人 1法人)
平成 12 年度	廃止	(財)愛媛県農業拓殖基金協会の廃止
	事業・組織の見直し	財産運用方法の変更、臨時職員への振替等((財)えひめ女性 財団等7法人)
	統合	(財)愛媛県文化振興財団と(財)愛媛県県民文化会館の統合等 (5法人 2法人)
平成 13 年度	事業・組織の見直し	収入増加、経費節減等(松山空港ビル㈱等8法人)
	その他	「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」の制定

3 「行政システム改革大綱」(平成 14~17 年度)

経営状況の点検・評価を行い、民間や市町村と競合する業務の整理縮小や、低金利時代に対応した経営基盤の充実強化などの観点から、引き続き、統廃合や事業・組織の見直し等経営改善を図る。

また、経営改善を進める中で法人の自立化を促しながら、県からの派遣職員の引揚げや県支出金の削減等に取り組むほか、法人自らの情報公開の実施を促す。

《取組実績》

年 度	取組事項	内 容 等
平成 14 年度	統合	(財)愛媛県農業開発公社と(財)愛媛県農林漁業後継者育成基 金の統合(2法人 1法人)
	その他	累積赤字のある法人の経営改善(南レク㈱(本社移転、組織 体制の変更、「南レク施設利用促進計画」の策定等))
平成 15 年度	統合	(社)愛媛県畜産会、(社)愛媛県家畜畜産物衛生指導協会、(社) 愛媛県肉畜価格安定基金協会を統合(3法人 1法人)
平成 16 年度	廃止	(財)愛媛県長寿社会振興協会の廃止
平成17年度	廃止	(財)愛媛県保健医療財団の廃止、(財)愛媛県篤志献体協会の 廃止
	統合	(財)松山コンベンションビューローと松山市観光協会(任意団体)を統合し、(財)松山観光コンベンション協会発足

4 「愛媛県構造改革プラン」(平成 18~22 年度)

県出資法人の見直しに関する具体的な取組事項や推進体制等を定めた「県出資法人改革プラン」(改革期間:18~21年度)を策定し、同プランに基づき、県出資法人のあり方について、更なる見直しを行うとともに、経営の点検評価を行う。

また、一層の情報公開を推進する中で経営改善を図る等の観点から、点検評価結果を公表するとともに、過去の経営状況のみならず、今後の経営状況の見込み等に関する情報も含め、経営に関する情報の更なる開示を進める。

《取組実績》

【		
年 度	取組事項	内容等
平成17年度	廃止	愛媛県道路公社の廃止
平成 18 年度	点検評価の実施	県出資法人改革プラン対象 29 法人
平成 19 年度	点検評価の実施	県出資法人改革プラン対象 29 法人
十八八十八		指定管理者としての取組状況と基本財産の運用について確認
双式 20 年度	点検評価の実施	県出資法人改革プラン対象 27 法人
平成 20 年度		収入増加に向けた取組状況について確認と検証
	統合	(財)愛媛県果実生産出荷安定基金協会と(財)愛媛県野菜
P成 21 年度		価格安定基金協会の統合(2法人 1法人)
十八八二十反	点検評価の実施	県出資法人改革プラン対象 25 法人
		公益法人制度改革への対応について確認
亚岸 00 左连	点検評価の実施	県出資法人改革プラン対象 25 法人
平成 22 年度		県出資法人改革プランに基づく改革の総括
亚芹尔东南	統合	(財)愛媛県水産振興基金と(財)愛媛県栽培漁業基金の統
平成23年度		合(2法人 1法人)

地方公共団体における行政改革のための新たな指針 (平成 17 年 3 月 29 日付け総務事務次官通知)抜粋

第2 行政改革推進上の主要事項について

- 1 地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化
- (6)第三セクターの抜本的な見直し

特に次の事項に留意し、更なる経営改革に積極的に取り組むこと。

外部の専門家を活用する等監査体制を強化するとともに、行政評価の視点も踏まえた点検評価の充実・強化を図ること。

第三セクター等の抜本的改革等に関する指針(平成21年6月23日付け総務省自治財政局長通知)抜粋

第3 存続する第三セクター等の指導監督等

- 1 経営状況等の把握、監査、定期点検
- (3)把握した経営状況や資産債務の状況等を踏まえ、定期的に点検評価を行う必要がある。点検評価に当たっては、前述の処理策検討の手順の考え方を踏まえ、提供される財・サービスの経済的性格を含めた事業そのものの意義、採算性、事業手法の選択等について、可能な限り広範かつ客観的(比較可能性・将来予測性)な検討を行い、最終的な費用対効果を基に判断をすべきであり、経営検討委員会(注)に準じた委員会を設置するなどにより行うことが適当である。その際、現状において経営上問題が顕在化していない第三セクター等であっても、更なる民間活力手法の導入により、効率的な運営を追求することで将来の債務拡大のリスクの軽減を図ることが重要である。
 - (注)「第三セクター等の改革について」(平成20年6月30日付け総務省自治財政局長通知)により、経営が著しく悪化したことが明らかになった第三セクター等の改革を進めるため、該当する法人の経営状況等評価と存廃も含めた抜本的な経営改革策の検討するよう設置の要請があった「経営検討委員会」をいう。

【経営検討委員会の構成】

公認会計士、弁護士等の経営や債務整理に関する有識者、学識経験者等